

高齢者福祉施設・事業所管理者 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部  
本部長 阿 部 守 一

**新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく  
感染防止策の徹底等について（要請）**

日頃から、本県の高齢者福祉施策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、本県では 7 月 9 日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、別添のとおり、7 月 10 日から 31 日までの長野県としての対応についての基本の方針を定め、法第 24 条第 9 項に基づき、ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について引き続き要請すること等を決定しました。

介護保険サービス等は、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、利用者や御家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供することが求められます。

つきましては、下記の点に留意して御対応くださいますようお願いいたします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

記

**1 要請内容**

**(1) 感染防止策の徹底の継続**

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）、「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 5 月 4 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」（令和 2 年 5 月 11 日付け厚生労働省こども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）等を踏まえ、引き続き、感染防止策の徹底をお願いします。

**2 協力を依頼する事項**

**(1) 感染が拡大している都道府県との往来に当たっての慎重な行動**

直近 1 週間の人口 10 万人当たり新規感染者数が 1.0 を上回っている都道府県（注）との往来に当たっては、次のとおり基本的な感染防止策の徹底など慎重な行動を取っていただくをお願いします。

- ・人ごみを避ける
- ・接待を伴う飲食店などクラスターの発生する可能性がある場所への訪問を控える
- ・感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底する
- ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行う

(注) 7月9日現在で対象となる都道府県は、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、鹿児島県です。

なお、各都道府県の直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数については、長野県ホームページで公表していますので、最新の情報をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-doko.html>

### 3 その他

#### (1) イベント開催基準の遵守等

イベントの開催に当たっては、適切な感染防止策を実施いただくとともに、開催基準を遵守いただくようお願いします（別添「長野県としての対応について（7月10日～7月31日）」の5（4）を参照。）。

#### (2) 参加者又は利用者名簿の作成による連絡先等の把握

感染拡大防止の観点から、イベントの開催に当たっては、別紙の「【参考】イベント・観光施設等における参加者・利用者名簿の考え方について」を参考に、名簿を作成し、連絡先等を把握しておくようお願いします。

担 当 健康福祉部介護支援課サービス係、施設係  
(課長) 篠原 長久  
(担当) 山本 哲也、奥原 清恵  
電 話 026-235-7121、7113  
ファクシミリ 026-235-7394  
電子メール kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp